

航空従事者の飲酒基準に関する検討会

航空従事者の飲酒基準に関する検討会

- 今般の飲酒に係る不適切事案を踏まえ、「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」を設置
- 諸外国の運航乗務員の飲酒関連基準及び他運送事業の飲酒関連基準を参考にしつつ、まずは年内に運航乗務員に対する国内における飲酒に関する基準案を策定する
- 検討会とりまとめの基準案を踏まえて、平成31年、できるだけ早期に飲酒基準を施行する

【主な検討事項】

- 体内アルコール濃度の上限値
- 航空運送事業者に対する乗務前アルコールチェックの義務化 等

(委員)

井上 伸一	公益社団法人 日本航空機操縦士協会 会長
河内 啓二	東京大学名誉教授
小林 宏之	航空評論家
津久井 一平	一般財団法人 航空医学研究センター 理事長
樋口 進	独立行政法人 国立病院機構久里浜医療センター院長
細谷 龍男	東京慈恵会医科大学名誉教授

(オブザーバー)

一般社団法人 全日本航空事業連合会
 特定非営利活動法人 日本オーナーパイロット協会

検討スケジュール		
11月20日	第1回検討会	操縦士に関する現在の我が国状況、海外の状況、論点整理等
12月中旬	第2回検討会	操縦士に関する飲酒許容量等を定めた基準等を作成し中間とりまとめ
～3月末まで	第3回検討会以降	整備士、客室乗務員、運航管理者への飲酒ルールについて検討

(参考) 諸外国の運航乗務員に係る飲酒関連基準

	操縦士に係る飲酒上限関連の基準				乗務前アルコール チェック
	規制の概要	呼気アルコール 濃度 (mg/l)	血中アルコール 濃度 (g/l)	飲酒禁止 期間	
ICAO	アルコールの影響のある間は運航禁止 ^(注1)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
日本	アルコールの影響のある間は運航禁止	規定なし	規定なし	乗務8時間前	操縦士相互間において健康状態を確認 ^(注2)
米国	アルコールの影響のある間は運航禁止	0.19	0.4	乗務8時間前	航空会社に対し抜き打ち社内検査を要求
欧州航空 安全庁	アルコールの影響のある間は運航禁止	規定なし ^(注3)	0.2(推奨)又は 各国内法の要件	業務8時間前 (推奨)	規定なし
独国	アルコールの影響のある間は運航禁止	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
英国	アルコールの影響のある間は運航禁止。右記に加え尿中濃度(0.27(g/l)以下)も要求(鉄道運輸安全法)	0.09	0.2	業務8時間前	規定なし
カナダ	アルコールの影響のある間は運航禁止	規定なし	規定なし	業務8時間前	規定なし
豪州	アルコールの影響のある間は運航禁止	約0.095	規定なし	乗務8時間前	規定なし
シンガポール	アルコールの影響のある間は運航禁止	規定なし	規定なし	乗務8時間前	規定なし

注1) ICAOでは航空業界においてアルコールを含む薬物の問題のある使用を防止するためにガイダンス(Doc9654)を発行し、管理者を含む従業員への教育(向精神物質が健康に与える影響、依存を促す状況、管理者・同僚による気づきの励行等)や依存者を把握する方法等を規定。(米国でも航空会社に対し同様の教育訓練の実施を規定)

注2) 昭和52年に発生したJAL1045便事故(アンカレッジ空港離陸後に墜落。貨物便。機長のアルコールの影響、他の乗組員が知りながら止めなかったこと等が推定要因)を受け、飲酒乗務に係る規定の厳正なる実施のために日本が独自に設定。

注3) 自家用運航者に対しては呼気アルコール濃度上限として0.09mg/lを推奨

(参考)国内の他の輸送モードにおける飲酒関連基準

	飲酒上限関連の基準				乗務前のアルコールチェック
	規制概要	呼気アルコール濃度 (mg/l)	血中アルコール濃度 (g/l)	飲酒禁止期間	
航空	○酒精飲料等の影響により航空機の正常な運航ができないおそれのある間は、業務を行ってはならない。(航空法第70条)	規定なし	規定なし	乗務8時間前	操縦士相互間において健康状態を確認
自動車	○何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない(道路交通法第65条)	0.15 (道路交通法施行令第44条の3)	0.30 (道路交通法施行令第44条の3)	規定なし	バス等の旅客自動車運送に対して具体的な方法等を規定。 ※次ページ参照。
鉄道	○運転士は、酒気を帯びた状態で列車に乗務してはならない(鉄道に関する技術上の基準を定める省令第11条第3項) ○何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない(道路交通法第65条、路面電車に限る)	0.15 (道路交通法施行令第44条の3。路面電車に限る)	0.30 (道路交通法施行令第44条の3。路面電車に限る)	規定なし	鉄道事業者は、運転士が知識及び技能を十分に発揮できない状態にあるときは、その作業を行わせてはならない。また上記の状態を監督できる体制を整えておくこと。
船舶	○航海当直をすべき職務を有する者が酒気を帯びてないこと等(船員法施行規則第3条の5の規定に基づく航海当直基準告示、船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の36)	0.15 (通達)	規定なし	規定なし	船長は、乗組員が酒気帯び状態である間、当直させてはならない。 (事業者が遵守しなければならない安全管理規程に明記)

— 旅客自動車運送事業者に対する飲酒関連基準の概要 —

○旅客自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項)

○旅客自動車運送事業者は、乗務前後の運転者に対して対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、酒気帯びの有無等について確認等が必要。

○旅客自動車運送事業者は、乗務前後での運転者の酒気帯びの有無^(注1)について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認^(注2)するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器(告示で定めるもの^(注3))を用いて行わなければならない。

注1: 解釈通達において、「酒気を帯びた状態」とは道路交通法施行令に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものとする。

注2: 解釈通達において、「目視等での確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面で無く電話その他の方法で点呼する場合には、運転者の応答の声の調子等電話等を受けた運航管理者等が確認できる方法で行うものとする。

注3: 呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器。

※解釈通達において、営業所で管理する機器は、点呼において、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運航管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものとされている。

※平成23年5月にアルコール検知機器の使用等を義務付け

(参考) 検討会における主な意見

委員から出された主な意見(抜粋)

- ・ これまで操縦士に対して自己管理を前提とし、操縦士間で相互確認することが求められていたが、今回の事案では適切に機能しなかった。類似事案が連続しており、数値基準の設定、基準遵守状況を確認する方法の明確化、操縦士へのアルコールの知識及び多くの人命を預かる自覚・意識を持ってもらう教育の3つの対策が必要ではないか。また、基準設定後に国の厳格な指導監督により基準の遵守を図ることも必要になる。
- ・ 学問的には、血中アルコール濃度0.02%(呼気アルコール濃度0.10mg/l)から判断力や注意力に影響が出始めることが知られている。多くの人命を預かる操縦士に対して自動車と同程度でもよいかどうか、血中濃度と運転技量の関係性を評価した論文等を基準の判断材料にすることを推奨する。